

千葉県庁舎管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由及び内容

行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行改第648号及び政法第1410号総務部長通知）に基づき、押印廃止等を行い、併せて条文の表記修正を行う。

2 改正内容

- ・ 第五条第一項中「前条第一項」を「第四条第一項」に改める。
- ・ 別記第二号様式中「印」を削り、同様式の注を削る。

3 施行期日

令和3年10月1日